

ふれあいコミュニティ補助事業を開始します

市では8月から、新たな補助金制度である『つくばみらい市ふれあいコミュニティ補助事業』を開始します。

この制度は、地域のために新しい活動を始めたり、事業の拡大を目指している団体に好適な制度です。

地域活性化に向けた活動をお考えの際は、ぜひご利用ください。

【制度概要】

ふれあいコミュニティ補助事業とは、市内において、自主的に地域の絆を深めようとする活動や、市民相互の助け合いを増進する活動などの事業を行うおとする「団体（コミュニティ）」に対して、市がその事業費の一部を助成するものです。事業は公募とし、毎年度、期間を定めて受け付けを行います。

【対象事業】

市民主体の地域づくりやコミュニティ活性化を推進するための事業（地域福祉・地域環境・地域防災・地域防犯・地域文化活動など）で、他の補助金（助成金）を受けていないもの。
※新規事業または事業拡大を行うものが対象です。

【受付期間】

8月1日(金)～27日(水)

【審査】

団体からの聞き取り調査のほか、有識者などで構成される市補助金等審議会において、書類審査および団体プレゼンテーション（9月中旬予定）を行います。

【補助額】

1事業につき10万円を限度として、事業費の1/2の範囲内※市の予算の範囲内での交付となりますので、要望どおりの金額にならない場合があります。
※1団体につき、応募は1件限りとなります。

【交付決定時期】

9月末までに決定

【補助期間】

最長3年間

児童扶養手当現況届の提出をお願いします

児童扶養手当受給資格者の方は、毎年8月に現況届を提出していただく必要があります。

この届は、毎年8月1日における状況を、受給者本人に届けていただき、あわせて前年分の所得状況を確認することにより、今年の8月分から来年の7月分までの一年間の手当の受給資格と手当額を決定する重要な手続きですので、必ず届け出て

【事業実施】

市の事業担当課と協力し、年度末までに事業を完了させてください。

【申請書類】

市ホームページからダウンロードできるほか、伊奈庁舎財政課および谷和原庁舎市民窓口課にも資料を用意しています。

【受付窓口】

申請書類を伊奈庁舎財政課へ直接ご持参ください。

※開庁時のみ受け付けます。

【情報公開】

応募団体の提出書類は、情報公開の対象となります。また、審査結果は、市ホームページなどで公表します。

問 伊奈庁舎財政課 ☎ 58
2111 (内線1232)

ください。

現況届を提出していただかないと、8月分以降の手当が差止めになります。また、現況届未提出のまま2年間を経過すると、時効により手当の受給資格を喪失しますのでご注意ください。

問 伊奈庁舎こども福祉課 ☎ 58
2111 (内線1165)

平成25年度

情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

市では、市民の知る権利を保障するとともに、開かれた市政の推進を図るため、「つくばみらい市情報公開条例」に基づき情報公開制度を実施しています。

また、同時に基本的な権利を守るため、市が保有している個人情報の個人情報を開示することを保障する「つくばみらい市個人情報保護条例」も制定しています。この2つの条例の運用について、平成25年度の実施状況を公表します。

【情報公開制度】

■決定状況

「つくばみらい市情報公開条例」に基づく、公開請求に関する決定状況は次のとおりです。
公開請求件数9件のうち、公開・部分公開を決定したものが8件、非公開が1件という状況でした。これらについて不服申立てが1件出されました。
■公開請求の処理結果
・公開…3件
・部分公開…5件
・非公開…1

【合計9件】

【個人情報保護制度】

平成25年度における個人情報の開示請求はありませんでした。

■公開請求先の内訳

市長部局あてが6件（政策秘書課1件、総務課1件、安心安全課1件、生活環境課3件）、教育委員会あてが2件（学校教育課2件）、選挙管理委員会あてが1件という状況でした。

監査委員が決まりました

平成26年第2回定例会において、代表監査委員が決まりました。

- 代表監査委員 和田 まさひこ 政彦氏
 - 任期…平成26年7月1日から平成30年6月30日まで。
- すでに選出されている横張光男よこばりみつお監査委員と監査にあたります。

問 伊奈庁舎総務課 ☎ 58
2111 (内線1214)